

無鑑査集金ご利用規定

1. (無鑑査集金のご利用)

無鑑査集金(以下、「本取引」といいます)は、現金の預け入れの手続きを当行に依頼する場合に利用することができます。なお、取引に際し、現金以外の預け入れはできません。またお預かりできる現金は、当行で直ちに入金可能な現金および外貨通貨を除く現金に限ります。

2. (無鑑査集金の取扱)

- (1) 前条の取引を当行に依頼する場合は、預け入れる現金と金額を記載した入金伝票とともに当行所定の預金袋に格納し必ず施錠してください。
- (2) 当行は専用の授受簿を使用し預金袋単位で受領します。この際、現金は無鑑査にて受領します。
- (3) 現金は翌営業日に預金袋を開錠し、翌営業日付で指定の口座へ入金します。
- (4) 前項の場合において現金と入金伝票記載の金額が相違する場合には、当行で確認した有高金額を以って入金額とします。この場合原則として処理結果を通知します。
- (5) お取り扱い時間は、銀行窓口営業時間とします。

3. (預金袋、錠前、鍵の取扱い)

- (1) 預金袋、錠前、鍵は、当行所定のものを貸与します。当行に本取引を依頼する場合は、これを使用するものとします。
- (2) 預金袋、錠前、鍵を紛失・破損した場合は、直ちにその旨を申込店へお届けください。
- (3) 預金袋、錠前、鍵の再発行に際しては、当行所定の手数料をいただきます。
- (4) 当行が預金袋、錠前、鍵の変更をもとめたときは、直ちにこれに応じてください。

4. (入金伝票の取扱い)

- (1) 使用する入金伝票は本取引専用の入金伝票を使用するものとします。
- (2) 専用の入金伝票には、金額・預金袋番号・日付を記入してください。
- (3) 専用の入金伝票の発行に際しては、当行所定の発行手数料をいただきます。

5. (届出事項の変更等)

名称、代表者、指定口座その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行へ届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (手数料)

- (1) 取扱手数料は当行所定の料金とし、翌月15日(休日の場合は翌営業日)に、指定口座より引き落とします。
- (2) 専用入金伝票の発行手数料は当行所定の手数料を、発行の都度、指定口座より引き落とします。
- (3) 手数料の引き落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書の提出または小切手の振出を省略するものとします。
- (4) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日

以降最初に到達する月から適用します。

7. (損害の負担等)

本取引の利用に当たり、災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の攻めに
よらない事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。

8. (解約)

(1) 本契約は本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) 解約に際して、当行が貸与した預金袋、錠前、鍵を直ちに返却してください。

9. (譲渡・転貸等の禁止)

本取引の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、預金袋、
錠前、鍵についても同様とします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当す
る預金規定により取扱います。

11. (協議)

この規定に定めのない事項で実施上必要な細目は、当行と協議のうえこれを定めま
す。

12. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認め
られる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知するこ
とにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日か
ら適用されるものとします。

以上

(2023年10月1日現在)